

公益財団法人岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 競技力向上事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人岡山県スポーツ協会に加盟する国民体育大会正式競技団体（以下「対象団体」という。）が、競技力の向上のために行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助し、もって国体等の国内スポーツ大会及び国際大会において優秀な成績を収めることを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額等)

第3条 公益財団法人岡山県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、対象団体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として会長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、競技力向上事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、別に指定する日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定めるものほかに、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第5条 会長は、対象団体から前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を速やかに審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、競技力向上事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を当該対象団体に送付するものとする。

2 会長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第6条 会長は、補助金の交付の決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定を受けた対象団体（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第5条に定める交付決定通知を受理した日から15日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

(計画変更等の承認等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助事業の目的を損なわない軽微なもの）を行うときは、競技力向上事業変更承認申請書（様式第6号）によりあらかじめ代表理事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、競技力向上事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）により会長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過する日又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、競技力向上事業実績報告書（様式第8号）に別表1及び別表2に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定めるものほかに、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、競技力向上事業補助金額の確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、競技力向上事業補助金請求書（様式第12号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、提出された補助金請求書を審査し、適正であると認めたときは補助金を交付する。

(補助金の交付)

第12条 会長は、第10条の規定による補助金額の確定後、前条の規定により提出された請求書を審査し、適正であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(決定の取消し)

第13条 会長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類の備付け等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理保管するなど、補助金の経理状況を常に明確にしておかなければならない。

2 前項に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、会長の求めにより、補助事業の実施状況について、会長に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に準じて、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 6 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1（第4条、第9条関係）

令和5年度公益財団法人岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金

○交付申請について

事業名	国体成年選手強化事業及びジュニア選手育成・強化事業
申請団体	国体正式競技団体
提出書類	交付申請書（様式第1号の1）
	事業計画書（様式第2号の1及び様式第2号の2）
	収支予算書（様式第3号の1）
	補助金請求書：4枚（様式第12号）

○実績報告について

事業名	国体成年選手強化事業及びジュニア選手育成・強化事業
報告団体	国体正式競技団体
提出書類	実績報告書（様式第8号の1）
	事業報告書（様式第9号の1及び様式第9号の2）
	収支決算書（様式第10号の1）
	参加者名簿兼補助金関係報償費旅費支給内訳書（様式第4号の1）
	証拠書類（別表2：補助金に係る証拠書類一覧参照）

別表2:令和5年度版

岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金に係る証拠書類一覧

費目等		証拠書類	留意点
報償費	競技団体関係(所属)指導者 トレーナー・看護師・審判員 外部指導者・ドクター等	・参加者名簿兼支給内訳書 (様式第4号)に本人の署名・受領印	・別表3-1・2により、補助対象者の上限額をご確認ください。
交通費	JR・私鉄・航空機・バス・船舶等の公共交通機関の利用料金	・交通機関及び旅行代理店等の発行する領収書 ・参加者名簿兼支給内訳書 (様式第4号)	・公共交通機関の領収書については、利用料金が表示された切符を証拠書類とすることができます。
旅費※1	ホテル等宿泊営業施設	・宿泊施設や旅行代理店の発行する領収書 ・参加者名簿兼支給内訳書 (様式第4号)	・領収書は発行者側が作成し、ホテル名・合宿所名等、相手先利用施設代表者の印があること。 ・領収書には年月日、金額及び利用日、単価等の内訳明細が明記されていること。
	合宿所・公民館等	・施設管理者または相手先利用施設代表者が発行する領収書 ・参加者名簿兼支給内訳書 (様式第4号)	・領収書で証明できる金額のみ補助対象経費とし、宿泊料金に含まれない食事代は対象外となります。 ・別表3-1・2により、宿泊地での補助上限額をご確認ください。
需用費	競技用品・用具購入(修繕)費 消耗品費 燃料費(自家用車等) 印刷製本費		・領収書には、年月日、数量、単価及び内容等の内訳明細が明記されていること。
役務費	通信運搬費 振込手数料 保険料(スポーツ保険等)	・業者、メーカー、代理店、施設管理者等の発行する領収書	・競技用品・用具、消耗品の購入については、単価100,000円(消費税含む)未満とする。 ・ETC利用時は、利用証明書を証拠書類とすることができます。
使用料及び賃借料	会場・器具用具等借上料 バス・レンタカー・タクシー借上料 有料道路通行料・駐車場代		
負担金補助	大会・研修会等の参加料	・主催者が発行する領収書	・領収書には、年月日、金額及び大会名等の内訳明細が明記されていること。 ・申込システム上、個人名等の競技団体名以外で参加料等を振込なければならない場合は、要項等を必ず添付すること。

※1:旅費について、交通費(航空券等)と宿泊費のパック料金での支給については、パックに含まれる内容(旅程・宿泊プラン等)の詳細がわかるものを提出すること。

別表3:令和5年度版

岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金に係る対象経費及び上限額

費目等		補助上限額	補助対象及び留意事項等
報償費 ※1		2,200円/日・名	競技団体関係(所属)指導者
		7,000円/日・名	トレーナー・看護師・審判員等
		11,500円/日・名	外部指導者・ドクター
旅費 ※2	交通費	実費	JR・私鉄・航空機・バス・船舶等の公共交通機関の利用料金 ・教職員については、部活動手当等と重複しないようにすること。 ・限度額を超えた報償費については、対象外経費となり、競技団体の負担となります。
	宿泊費	9,800円/泊・名 10,900円/泊・名	下記の以外の地域 東京都(23区)・埼玉県(さいたま市) 神奈川県(横浜市・川崎市) 千葉県(千葉市)・愛知県(名古屋市) 兵庫県(神戸市)・京都府(京都市) 大阪府(大阪市・堺市) 広島県(広島市)・福岡県(福岡市) ・宿泊料金に食事代が含まれる場合は、宿泊費の限度額以内の範囲で支給することができます。 ・限度額を超えた分の宿泊料金については、対象外経費となり、競技団体の負担となります。
需用費		単価100,000円 (税込)未満※3	競技用品・用具購入(修繕)費
		実費	消耗品費 ・食品・飲料水(スポーツドリンク・お茶・各種ゼリー・サプリメント等)については、対象外経費となります。
			燃料費(自家用車等)
			印刷製本費
役務費		実費	通信運搬費
			振込手数料 ・通信運搬費には、競技用具等の輸送費や宅配便送料を含みます。
			保険料(スポーツ保険等)
使用料 及び 賃借料		実費	会場・器具用具等借上料
			バス・レンタカー・タクシー借上料 ・個人の所有する備品や自動車等に対する支払いは、対象外経費となります。
			有料道路通行料・駐車場代
負担金補助		実費	大会・研修会等の参加料 ・県選抜チームや個人等が、競技力向上に必要な大会について競技団体が参加を認めた場合に対象となります。

※1・※2:別途定める「国民体育大会・中国ブロック大会派遣旅費取扱要項」に記載されている支給対象大会に支給対象者として参加する者、また、支給対象期間中は対象外経費(不可)となる。

※3:単価100,000円(税込)以上の物品は、備品扱いとなるため、対象外経費となる。

公益財団法人岡山県スポーツ協会 成年選手強化事業 実施要項

1 目的

本県の競技スポーツの振興を図るため、牽引的な存在である成年選手の競技力の向上を図る。

2 主催

公益財団法人岡山県スポーツ協会 各競技団体

3 共催

岡山県

4 後援

岡山県教育委員会

5 対象競技団体

国体正式競技 4 1 競技団体

6 事業内容

国体成年選手及び候補選手を対象に、合宿・遠征等の選手強化事業及び研修会（一貫指導カリキュラムの普及・啓発を目的とした研修会）を実施する。

※海外遠征を計画する場合は、事前に公益財団法人岡山県スポーツ協会事務局と協議する。

(1) 対象 競技団体により選考された選抜選手（チーム）

(2) 実施主体 各競技団体

(3) 内容 練習会・合宿・遠征費及び研修会費の補助

7 事業の実施期間

毎年度4月1日から3月31日までとする。

8 補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金

9 本事業実施手続き

本事業実施については、岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金交付要綱とそれに附則の別表1から別表3に定めるところで行うものとする。

附則

1. この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2. この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

3. この要項は、平成26年4月1日から施行する。

4. この要項は、平成29年4月1日から施行する。

5. この要項は、平成31年4月1日から施行する。

**公益財団法人岡山県スポーツ協会
ジュニア選手育成・強化事業 実施要項**

1 目的

本県の競技力を恒常に維持・向上させるため、ジュニア年代からの一貫指導体制の中で系統的・継続的に選手を育成し、成年まで繋がる競技力の向上を図る。

2 主催

公益財団法人岡山県スポーツ協会 各競技団体

3 共催

岡山県

4 後援

岡山県教育委員会

5 対象競技団体

国体正式競技 38 競技団体（軟式野球、クレー射撃、トライアスロンを除く）

6 事業内容

小学生から高校生までの長期的な視点に立った選手育成・強化を行うため、小・中・高校生の各年代や競技レベル・特性に応じて、効果的な練習会・合宿・遠征及び研修会（一貫指導カリキュラムの普及・啓発を目的とした研修会）を実施する。

※海外遠征を計画する場合は、事前に公益財団法人岡山県スポーツ協会事務局と協議する。

(1) 対象 競技団体により選考された選抜選手（チーム）

(2) 実施主体 各競技団体

(3) 内容 練習会・合宿・遠征費及び研修会費の補助

7 事業の実施期間

毎年度 4月 1日から 3月 31 日までとする。

8 補助対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金

9 本事業実施手続

本事業実施については、岡山県スポーツ協会競技力向上事業補助金交付要綱とそれに附則の別表 1 から別表 3 に定めるところで行うものとする。

附則

1. この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

3. この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4. この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

5. この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。